

2020年8月27日

福祉保健局  
局長 吉村 憲彦 様

都庁職衛生局支部  
支部長 若梅 晶子

### 新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当に関する要請書

日頃から医療・保健・衛生行政にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、この度「新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の取り扱い方針」が改正され、多職場・多職種が「防疫等業務手当」の対象となりました。

手当の支給対象となる職場では様々な勤務帯があり、1勤務で働く時間も違います。また、新型コロナウイルス感染者・疑陽性者・濃厚接触者の対応では、勤務時間後も長時間の超過勤務命令により働いている職員もいます。「日額」とされており「1勤務」単位との食い違いや整合性がとれず、勤務帯の労働時間の違いもあり、職員の間で混乱が生まれています。

「防疫等業務手当」の改正は、新型コロナウイルス感染症の大流行というかつてない事態に対応した特例措置であり、改正前の取り扱い方針を機械的に当てはめるべきではありません。交代制勤務者等業務手当は2交代夜勤では3交代夜勤2回分の金額が支給されています。2交代夜勤を3交代夜勤1回分と同じに扱うことや、1直2勤務を1勤務として扱うことは、感染の危険にさらされつつ長時間の勤務・夜勤に耐え、懸命に業務を支えている職員の気持ちを蔑ろにするものです。

3交代で準夜・深夜を勤務すれば6000円、2交代で同じ時間を働いて3000円という取り扱いは理不尽であり、職員の間大きな不公平感を持ち込むものです。

今後も厳しい状況が続くと予測される中、現場が一丸となって頑張れるよう、下記の3点について早急に対応するよう要請いたします。

#### 記

1. 2交代夜勤職場の職員について、2日分の手当6000円を支給すること。
2. 実施時期については、2020年1月24日からとすること。

2020年8月4日

病院経営本部  
本部長 堤 雅史 様

都庁職病院支部  
支部長 千葉 かやと  
都庁職衛生局支部  
支部長 若梅 晶子

### 新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当に関する要請書

日頃から都民医療の提供にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、標記の件について病院経営本部からは、「もともと『防疫等業務手当』は1勤務を単位として支払われるものだ」という説明がありました。ご存じの通り、病院職場では様々な勤務帯があり、1勤務で働く時間も違います。また、新型コロナウイルス感染者の対応では、勤務時間後も長時間の超過勤務命令により働いている職員もいます。「日額」とされていることや労働時間の違いからみても、説明内容は納得できるものではありません。

今回の「防疫等業務手当」の改正は、新型コロナウイルス感染症の大流行というかつてない事態に対応した特例措置であり、改正前の取り扱い方針を機械的に当てはめるべきではありません。交代制勤務者等業務手当は2交代夜勤では3交代夜勤2回分の金額が支給されています。2交代夜勤を3交代夜勤1回分と同じに扱うことや、1直2勤務を1勤務として扱うことは、感染の危険にさらされつつ長時間の勤務・夜勤に耐え、懸命に病院を支えている職員の気持ちを蔑ろにするものです。3交代で準夜・深夜を勤務すれば6000円、2交代で同じ時間を働いて3000円、1直2勤務で働いても3000円という取り扱いは理不尽であり、職員の間大きな不公平感を持ち込むものです。

今後も厳しい状況が続くと予測される中で、現場が一丸となって頑張れるよう、以下の3点について早急に対応するよう要請します。

#### 記

1. 2交代夜勤職場の職員について、2日分の手当6000円を支給すること。
2. 1直2勤務職場の職員について、2日分の手当6000円を支給すること。
3. 実施時期については、上記1,2についても2020年1月24日からとすること。